

対象者：石川町の雇用保険適用事業所

仕事・子育て両立支援奨励金 を創設

石川町では 仕事と子育ての両立を図るため
育児休業の取得を促進する企業を支援します！

1. 趣旨 子育て世代の育児休業の取得を促進するため、育児休業の取得を促進し働きやすい環境づくりをした町内の中小企業者に対し支援します。

2. 両立支援奨励金

奨励金の区分		交付対象の要件	奨励金の額	
1	男性の育休取得奨励金	国（福島労働局）が実施している両立支援等助成金で、出生時両立支援コース助成金（男性労働者の育休取得）の支給決定を受けた中小企業	一中小企業者あたり	10万円
2	育休取得奨励金	国（福島労働局）が実施している両立支援等助成金で、育児休業等支援コース助成金（育休取得時）の支給決定を受けた中小企業	育休3ヶ月以上	10万円
			育休6ヶ月以上	15万円
			育休1年以上	20万円

3. 対象者 石川町の雇用保険適用事業所の事業主
(対象者が石川町に住所を有する者に限る。)

4. 要件

- ①雇用保険法施行規則第116条に規定する出生時両立支援コース助成金の支給決定を受けた者
- ②雇用保険法施行規則第116条に規定する育児休業支援コース助成金の支給決定を受けた者
- ③町税及びその他町の徴収金の滞納がない者

5. 申請及び受給方法

- ①雇用保険法施行規則第116条に規定する出生時両立支援コース助成金又は育児休業等支援コース助成金の支給決定を受けた日の翌日から60日以内又は当該支給決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日
- ②町から交付決定通知書が送付されます。
- ③中小企業者は請求書を提出します。
- ④銀行振り込みされます。

6. 問合せ先 石川町教育委員会 教育課 こども係
TEL 0247-26-0811

福島県石川町

